

上越市軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上の促進を図るため、軽・中等度難聴児の補聴器の購入に係る経費について、予算の範囲内で交付する助成金の交付に関し、上越市補助金交付規則(昭和46年上越市規則第56号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる人は、次の各号のいずれにも該当する18歳未満の難聴児(以下「対象児」という。)又は対象児の保護者とする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満であること。
- (3) 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断すること。
- (4) 交付申請を行う月の属する年度(4月から6月までにあつては前年度)における対象児の属する世帯の世帯員のうち市民税の所得割額の額が最も大きい人に係る当該税額が46万円未満であること。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、新たに補聴器を購入する経費又は別表第1に定める耐用年数の経過後に補聴器を購入する経費とする。
(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費の額(当該額が別表第1に定める1台当たりの基準価格を超えるときは、基準価格)に別表第2の世帯区分の欄に掲げる世帯の区分に応じ、同表の助成率の欄に定める助成率を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

2 補聴器を教育上又は生活上、両耳に装用する必要があると市長が認めた場合で左右の耳に係る補聴器を購入するときの前項の規定の適用については、同項中「基準価格」とあるのは、「基準価格に2を乗じて得た額」とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする人は、軽・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 軽・中等度難聴児補聴器購入費助成意見書(第2号様式)
- (2) 購入しようとする補聴器の価格が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、軽・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付^{決定}通知書（第3号様式）_{却下}により通知するとともに、交付の決定をしたときは、軽・中等度難聴児補聴器給付券（第4号様式。以下「給付券」という。）を交付するものとする。

(補聴器の購入)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた人（以下「交付決定者」という。）は、速やかに、軽・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付決定通知書に記載された補聴器販売事業者に給付券を提出し、補聴器を購入するものとする。この場合において、交付決定者は、補聴器の額から交付決定を受けた助成金の額を減じて得た額を当該補聴器販売事業者に支払うものとする。

(受領委任)

第8条 交付決定者は、補聴器を購入する補聴器販売事業者に助成金の受領を委任することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により補聴器を購入する補聴器販売事業者に助成金の受領を委任しようとするときは、給付券の委任状欄に必要事項を記入押印し、当該補聴器販売業者に提出しなければならない。

(費用の請求)

第9条 交付決定者に補聴器を販売した補聴器販売事業者は、市長が別に定める請求書に交付決定者から提出を受けた給付券を添えて、交付決定者が交付決定を受けた助成金の額を市長へ請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、これを審査し、当該請求を受けた日から30日以内に当該額を支払うものとする。

(補聴器の管理等)

第10条 交付決定者は、助成金に係る補聴器を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、交付決定者が前項の規定に違反した場合には、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(交付台帳の整備)

第11条 市長は、助成の状況を明確にするため、軽・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付台帳（第5号様式）を整備するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

別表第1 (第3条関係、第4条関係)

種 目	1台当たりの基準価格	基準価格に含まれるもの	耐用年数
補聴器	52,900円	1 補聴器本体(電池を含む。) 2 イヤーモールド (注) イヤーモールドを必要としない場合は、基準価格から9,000円を引いた額	原則として5年

別表第2 (第4条関係)

世帯区分	助成率
生活保護世帯	10分の10
市民税非課税世帯	
市民税課税世帯	10分の9

第1号様式（第5条関係）

軽・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者 住所
 氏名 ①
 個人番号
 対象児との続柄
 電話番号

次のとおり軽・中等度難聴児補聴器購入費助成金の交付を申請します。
 助成金の交付の決定のため、私の世帯の住民登録状況、課税状況、補聴器の購入状況について、関係機関に調査・照会・閲覧することを承諾します。

助成対象児	住 所	〒		
	ふりがな 氏 名		個人番号	
	生年月日	年 月 日	性 別	
購入を希望する補聴器の種類				
購入を希望する業者名	名 称			
	所在地			
	電話番号			
身体障害者手帳の申請の有無		有 ・ 無		
最近5年間の補聴器の購入状況		右（有・無） 年 月 日購入 左（有・無） 年 月 日購入 <input type="checkbox"/> 軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業による交付 <input type="checkbox"/> 障害者総合支援法に基づく補聴器の交付 <input type="checkbox"/> 医師の診断に基づくもの		
世帯区分		生活保護世帯 ・ 市民税非課税世帯 ・ 市民税課税世帯		
備 考				

第2号様式（第5条関係）

軽・中等度難聴児補聴器購入費助成意見書

助成対象児	住 所			
	氏 名		生年月日	年 月 日
病 名				
障害部位及びその状況				
聴 力	右	d B	・	左 d B
補聴器の要否及び効果	右（ 要 ・ 否 ） 左（ 要 ・ 否 ） (効果) (両耳に必要な場合、その理由)			
処 方	(補聴器の種類)			
	(処方)			
上記のとおり診断します。 年 月 日 医療機関名 医師氏名 ㊟				

備考

- 1 この意見書の記載は、身体障害者福祉法による指定医が記入したものに限ります。
- 2 聴力の測定は、平成15年1月10日付け厚生労働省・社会援護局障害保健福祉部長通知（障発第110001号）の「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」に規定する純音オーディオメータ検査によります。

第4号様式（第6条関係、第7条関係、第8条関係、第9条関係）

軽・中等度難聴児補聴器給付券

交付番号	第	号	交付決定日	年	月	日
氏名			生年月日	年	月	日
住所						
保護者氏名						
補聴器の名称						
処方						
決定業者	名称					
	所在地					
	電話番号					
基準額		見積額	利用者負担額	公費負担額		
円		円	円	円		
上記のとおり決定する。 年 月 日 <div style="text-align: right;">上越市長 印</div>						
受領	受領年月日	年 月 日	受領者氏名	印		
委任状(※) 年 月 日 (宛先) 上越市長 (受任者) 住所 業者名・代表者名 印 電話番号						
(申請者) _____ は、補聴器購入費助成金の受領を (受任者) _____ に委任します。 (委任者) 住所 _____ 氏名 _____ 印						

(※) 代理受領の場合は記載してください。

